### 工業活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、船橋商工会議所が行う市内事業者に対する工業振興のために 実施する事業(以下「工業活性化事業」という。)の円滑な推進を図るため、 船橋商工会議所に対し、船橋市補助金等交付規則(昭和56年船橋市規則第 50号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき工業活性化事業費補助 金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(補助金の額等)

第2条 補助金の額は、別表に定めるところにより、船橋商工会議所が工業活性化事業を行うために必要な経費について、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。

(交付の申請)

- 第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、毎年 度4月30日までに工業活性化事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次 の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 前年度決算書
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 船橋商工会議所は、前項の規定により申請するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費 に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第4条 規則第6条の規定による通知は、工業活性化事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。
- 2 市長は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものに ついては、補助金の額の確定において補助金に係る消費税仕入控除税額を減 額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付の回数)

第5条 補助金の交付回数は、年2回以内とする。

(実績の報告)

- 第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象 年度の3月31日までに、工業活性化事業運営実績報告書(第3号様式)に 事業報告書及び収支決算書を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした船橋商工会議所は、 前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除 税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなけれ ばならない。

(額の確定)

第7条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、工業活性化事業 費補助金額確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第8条 規則第15号第2項により補助金の交付を受けようとするときは、工業活性化事業費補助金交付請求書(第5号様式)に前条を定める確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(概算払い)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合において、概算払いにより交付できる額は第4条に規定する工業活性化事業費補助金交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする船橋商工会議所は、工業活性化事業費補助金概算払交付請求書(第6号様式)により、工業活性化事業費補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

### (概算払の精算)

第10条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた船橋商工会議所は、第7条による通知を受けたときは、工業活性化事業費補助金交付決定通知書に記載された交付決定額を上限に、工業活性化事業費補助金概算払精算書(第7号様式)により精算手続きをとらなければならない。ただし、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

#### (交付決定の取消等)

第11条 規則第16条の規定により交付決定の取消し等をする場合は、工業活性化事業費補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により通知する。

#### (関係帳簿の整備等)

第12条 船橋商工会議所は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

#### (消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 船橋商工会議所は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第9号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければ

ならない。

(補則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
  - この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

事業名	工業活性化事業費補助金				
* >1* 11	7101A 1				
事業趣旨	船橋商工会議所が行う工業振興のために実施する事業の円				
	滑な推進を図るため経費の一部を助成することにより、工				
	業の総合的な発展と	改善を図る。			
補助対象者	船橋商工会議所	船橋商工会議所			
補助対象経費	工業活性化事業費				
	異業種交流事業	旅費・報償費・印刷製本費・通信運搬			
		費・消耗品費・広告費・使用料及び賃			
		借料・委託費・原材料費・負担金			
	技術改善指導事業	旅費・報償費・印刷製本費・通信運搬			
		費・消耗品費・広告費・使用料及び賃			
		借料·委託費			
	講習会事業	旅費・報償費・印刷製本費・通信運搬			
		費・消耗品費・広告費・使用料及び賃			
		借料・委託費・講習会受講助成金			
	展示会出展事業	業 旅費・印刷製本費・広告費・負担金・			
		使用料及び賃借料・委託費・消耗品			
		費・原材料費・通信運搬費			
	その他工業活性化	旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製			
	事業	本費、備品修繕料、その他手数料、負			
	担金				
補助限度額	予算の範囲内で事業費の50%に相当する額				

# 工業活性化事業費補助金交付申請書

船橋	病市長	あて		年	月	日
		の交付を受けたいので、工 のとおり申請します。	業活性化事業費補助金交付 記	要綱第3	条の規分	定に
1	交付	申請額	円			
2	別紙	事業の内容及び補助事業に 「事業計画書」及び「収支 税の適用に関する事項(該	予算書」のとおり			
r	① 補	助金交付額の算定				
		消費税額を補助対象経費に	含めないで補助金交付額を	算定		
		消費税額を補助対象経費に確定申告により仕入税額控 「消費税仕入控除税額報告 の場合も含む)。		金相当額が		
	2 1	で「消費税を補助対象経費」	に含めて補助金交付額を算	定」を選	択した理	里由
		免税事業者である				
		簡易課税事業者である				
		消費税法別表第3に掲げる	法人等であって特定収入	割合が5%	んを超え	る
		その他 (			)	

### 工業活性化事業費補助金交付決定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定したので、工業活性化事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

#### (交付の条件)

- 1. 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- 2. 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- 3. 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速 やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する。
- 5. その他市長が必要と認める条件

## 工業活性化事業運営実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

工業活性化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業等の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業に要した経費の配分別紙「事業報告書」及び「収支決算書」のとおり
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日

## 工業活性化事業費補助金額確定通知書

<del>号</del> 年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等について、下記のとおり補助金の額を確定したので、工業活性化事業費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

円

交付確定額

## 工業活性化事業費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長あて

工業活性化事業費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求額

# 工業活性化事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者 印

工業活性化事業費補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額

円

# 工業活性化事業費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名 代表者名 所在地

概算払を受けた工業活性化事業費補助金について、工業活性化事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	円
概算払額	円
精算金額	円
差引残額	円
過給額	円

## 工業活性化事業費補助金交付決定取消通知書

 号

 年
 月

 日

様

船橋市長

年 月 日付けの工業活性化事業費補助金の交付決定については、下記理由により取り消したので、工業活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

取消の理由

# 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

						年	月	日
船橋市長あて								
	団体 代表 所在	者名						
		5担当者 5番号						
年 月 日付け、船商第費補助金について、下記のとおり報		号により	⑦ 交付剂	夬定が.	あった	工業活	舌性化	事業
		記						
1. 交付確定額					ļ	<u> </u>		
2. 確定申告により確定した工業活係る仕入控除税額(※消費税の申					記載す			脱に
※0円の場合はその理由について	<b>Z</b>					<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		
□ 消費税の申告義務がない								
□ 簡易課税方式による申告を行	ってレ	いる						
□ 消費税法別表第3に掲げる法	人等で	であって生	寺定収え	人割合和	が 5 %	を超え	える	
□ その他(返還額算出シートに	よる計	算の結り	果、返過	還額が	0 円だ	った場	場合なる	ど)
3. 添付資料								
・返還額算出シート								

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類に☑
消費税の確定申告の義 務がない	○免税事業所であることを証する 書類【任意様式】	
簡易課税方式により申 告している場合	○消費税確定申告書(簡易課税用) (写)	
公益法人(一般社団法 人、社会福祉法人、宗教 法人)等で特定収入割 合が5%を超えている 場合	<ul><li>○消費税確定申告書(写)</li><li>○消費税確定申告書付表2(計算表)(写)</li><li>○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】</li></ul>	
課税売上割合が 95%以 上かつ課税売上高が 5 億円以下の法人等		
課税売上割合が 95%未 満または課税売上高が 5億円超の法人等であ って一括比例配分方式 により消費税の申告を 行っている場合	○消費税確定申告書(写) ○消費税確定申告書付表2(計算 表)(写)	
課税売上割合が 95%未 満または課税売上高が 5億円超の法人等であ って、個別対応方式に より消費税の申告を行 っている場合		